

**第1 平成28年7月から任意継続組合員の掛金の算定方法が変わりました**

- 平成28年6月30日までは、任意継続組合員の標準報酬の月額については、地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第46条の2及び同条に係る運用方針において、組合員期間15年以上で55歳以上の者が初めて退職した場合は、退職時の標準報酬の月額を100分の30割り落とした額を適用することとしていました。
- 一方、民間の健康保険では、任意継続被保険者の標準報酬の月額を割り落とす規定がないことから、民間と同様の取扱いとするため、平成28年3月31日に施行令の改正が行われ、任意継続組合員の標準報酬の月額を割り落とす規定が、平成28年7月2日以降に任意継続組合員となる方（平成28年7月1日以降に退職した方）から廃止されることになりました。

	(1) 改正前	(2) 改正後
対象者	平成28年7月1日までに任意継続組合員の資格を取得した方（平成28年6月30日までに退職した方）	平成28年7月2日以降に任意継続組合員の資格を取得した方（平成28年7月1日以降に退職した方）
標準報酬の月額	次のいずれか低い額を基に掛金を算出します。	次のいずれか低い額を基に掛金を算出します。
	① 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（ <u>組合員期間が15年以上で55歳以降の初めての退職の場合は、退職時の標準報酬月額の7割の額</u> ）	① 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額
	② 前年（1月から3月までの標準報酬の月額にあっては、前々年）の <u>1月1日</u> における組合平均標準報酬月額（※）	② 前年（1月から3月までの標準報酬の月額にあっては、前々年）の <u>9月30日</u> における組合平均標準報酬月額（※）

※ 平成28年度の掛金は、経過措置が設けられており、平成27年10月1日における組合平均標準報酬月額（44万円）で計算します。

**第2 平成28年8月から介護休業手当金の支給額が引上げになります**

雇用保険法の介護休業給付金の規定が見直されたことから、地方公務員に対する介護休業手当金についても平成28年8月から、次のとおり同様の見直しが行われることとなりました。

- 見直し前は、平成28年7月31日までに介護休業を開始した場合、その介護休業に対する介護休業手当金の給付割合が、1日当たり、標準報酬の日額の100分の40で支給されています。
- 見直し後は、平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合、その介護休業に対する介護休業手当金の給付割合が、1日当たり、標準報酬の日額の100分の67に引き上げられることとされました。

**【支給額の例】**

・標準報酬の月額が30万円の場合（標準報酬の日額＝30万円×1/22＝13,640円（10円未満四捨五入））

1日につき、13,640円×0.67＝9,138円（円位未満切捨て）

※給付日額の上限額については確定次第別途ご連絡します。

### 第3 平成28年10月から被扶養者の対象として別居の兄・姉が加わります

- 1 地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号において被扶養者の範囲が決められており、平成28年9月までは、組合員の兄・姉については、組合員と同居し、組合員が主たる生計維持者である場合にのみ被扶養者認定できることとなっております。
- 2 **平成28年10月からは**、組合員と別居している場合の兄・姉についても、組合員が主たる生計維持者であることが確認できれば被扶養者として認定できるように追加されることになりました。
- 3 なお、組合員が別居している兄・姉の被扶養者認定に当たっては、組合員の方が別居の兄・姉に対して送金等を行っている事実等の確認を行うこととなります。

### 第4 平成28年10月からの短時間労働者の健康保険の適用拡大について

- 1 平成28年9月までは、短時間労働者のうち、週30時間以上勤務の方については、健康保険の被保険者になります。
- 2 **平成28年10月からは**、従業員501人以上の企業・地方公共団体等で働く労働者のうち、週20時間以上勤務で年収106万円以上の方については、健康保険の被保険者となり、適用範囲が拡大されます。
- 3 上記2の短時間労働者の適用拡大が行われると、当共済組合の被扶養者のうち、上記2の条件に該当する方は、ご自身で健康保険に加入することになるため、当共済組合の被扶養者の資格を喪失することになります。

健康保険に加入後は、当共済組合の被扶養者の資格を継続することはできませんので、該当する方の組合員におかれましては、必ず被扶養者の資格の取消申告を行い、組合員被扶養者証の返却を行うようにお願いいたします。

#### ○ 厚生労働省資料（抄）

